

# 企業主導型保育の課題

甲南大学 教授 前田正子

# 企業主導型保育とは

簡単に言うと、2016年から国が実施している  
認可外保育所・認可並みの手厚い運営費や整備費が出る

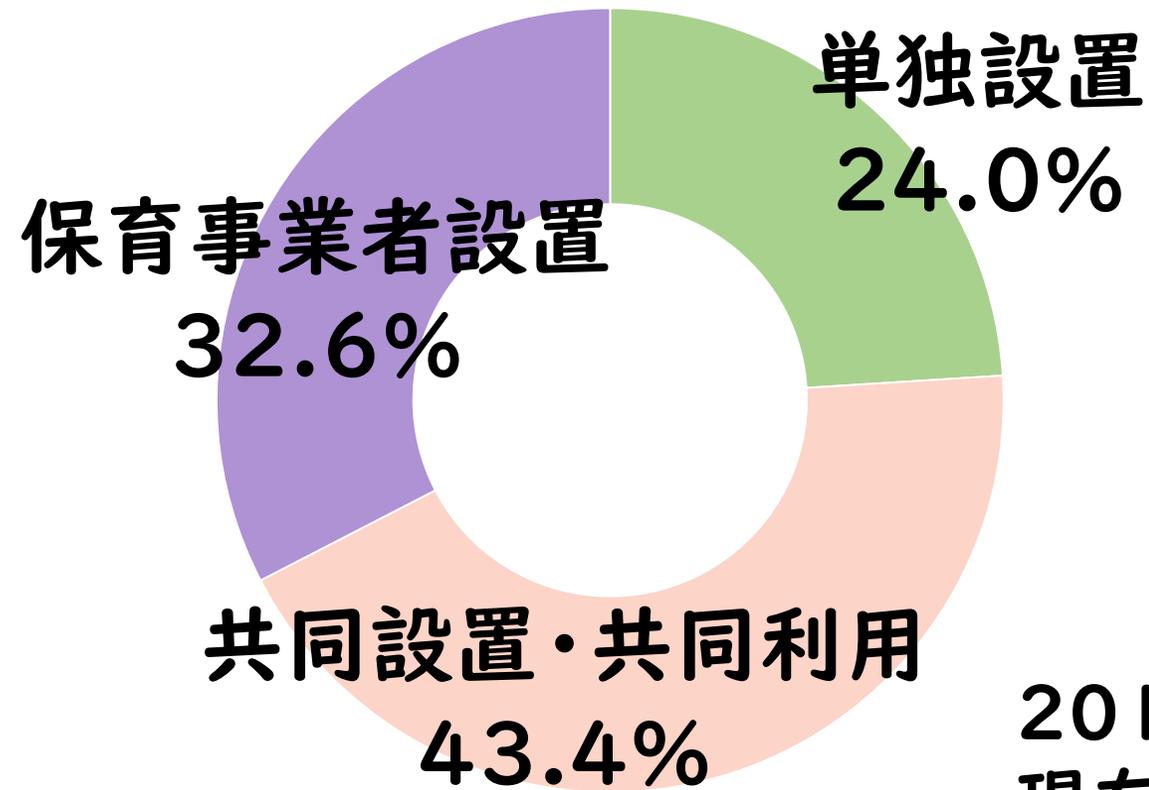
## 2018年度末助成決定施設

3,817施設      86,354人(定員)

認可外なので設置の際には自治体は関わっていない  
(認可外としての届け出はする)

設置後、自治体は児童福祉の観点から指導監督する  
(運営費助成の適正執行の観点は、指導監督しない)

# 企業主導型の運営形態は3つ



2019年3月31日  
現在

# 企業主導型の運営形態は3つ

(いずれも従業員枠と地域枠の設定可)

- ① 単独設置：企業が自社の従業員のために設置
- ② 共同設置・共同利用：複数の企業が共同で設置
- ③ 保育事業者設置：保育事業者が保育所を設置してから従業員枠や地域枠の利用者を集める

施設形態によって利用者の構成が異なっている  
施設形態の違いによって利用者や保育士に満足度の違いはないのか？

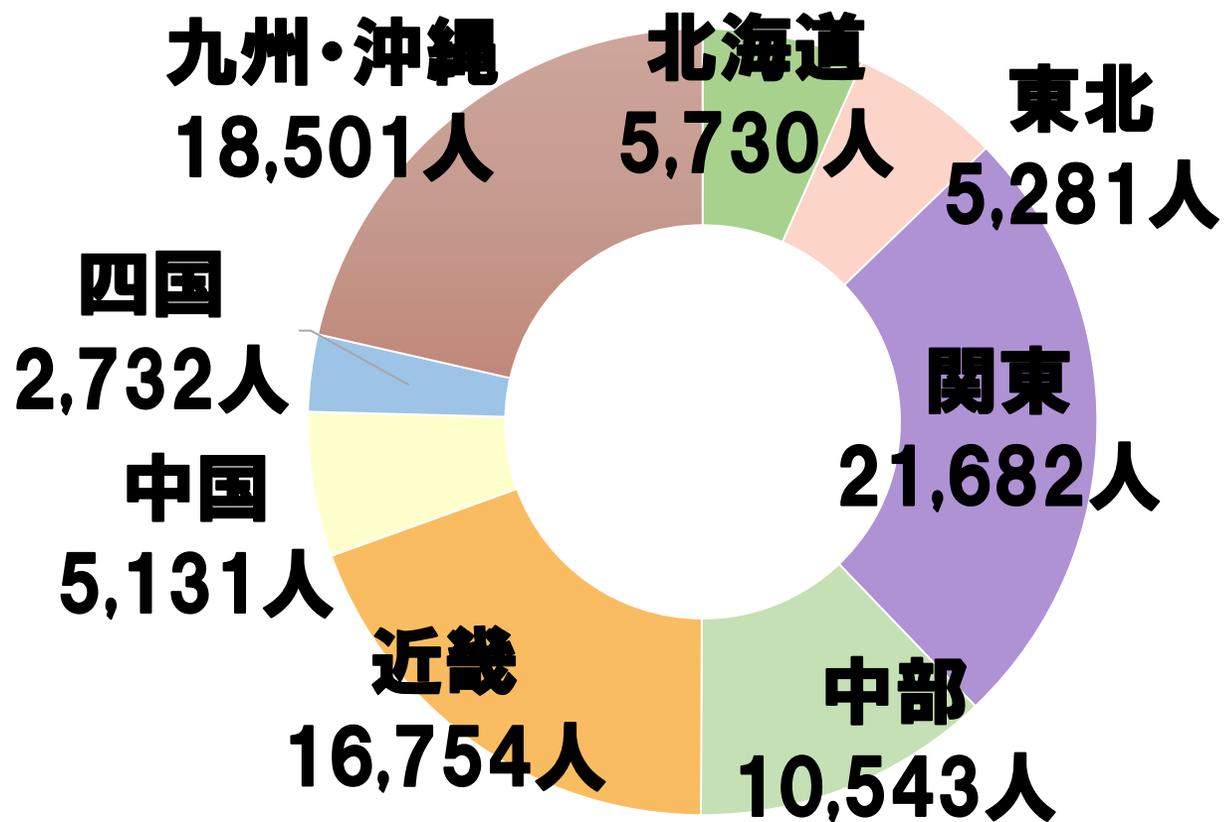
# 保育事業者設置の保育所の場合

発表者が施設側に実施したヒアリングでは、殆どの利用者が普通の認可外だと思って申し込みに来る

施設側が利用者に厚生年金加入者かどうかを聞き、加入者の場合は従業員枠での利用をお願いし、雇用主の会社で手続きしてもらおう・施設側が会社にまで説明に行く事例も

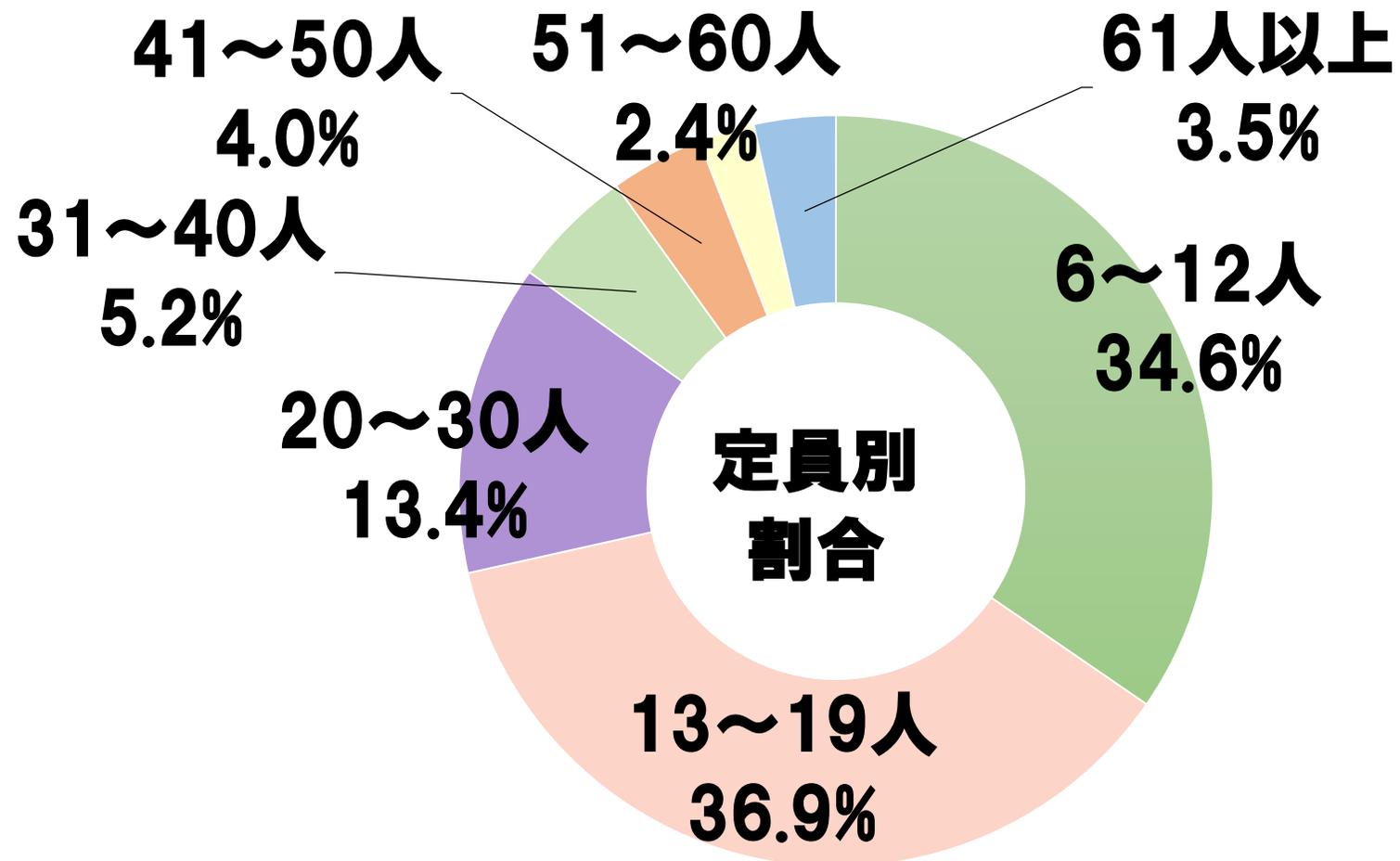
⇒企業側が断る場合は地域枠での利用となる

# 企業主導型保育の地域別定員



- ・待機児童のいないところにニーズがないわけではない
- ・待機児童のいる自治体内どこにでもニーズがあるわけではない

# 定員規模別に見ると



# 毎年1000か所以上を新設：**メリット**

- 利用者にとっては選択肢が増え、待機児童対策になった
- 望み通りの期間、育児休業取得と復帰が可能になった
- 再就職や求職者も入所できるチャンスが広がった
- 待機児童のいないところでも従来の保育では働けなかった人も働くことが可能になった

(日祝日や夜遅くまでの保育の必要性や保育ニーズのある場所や働く場所がかつてとは異なってきている)

# 毎年1000か所以上を新設：**デメリット**

- ・東京の審査（実施）機関が書類審査だけで助成先を決めたため

⇒ニーズのない場所に設置されたり（待機児童のいる自治体にさえ作れば子どもが来るというわけではない）

保育の経験のない運営者・資金力のない運営者も入るなど玉石混交になった

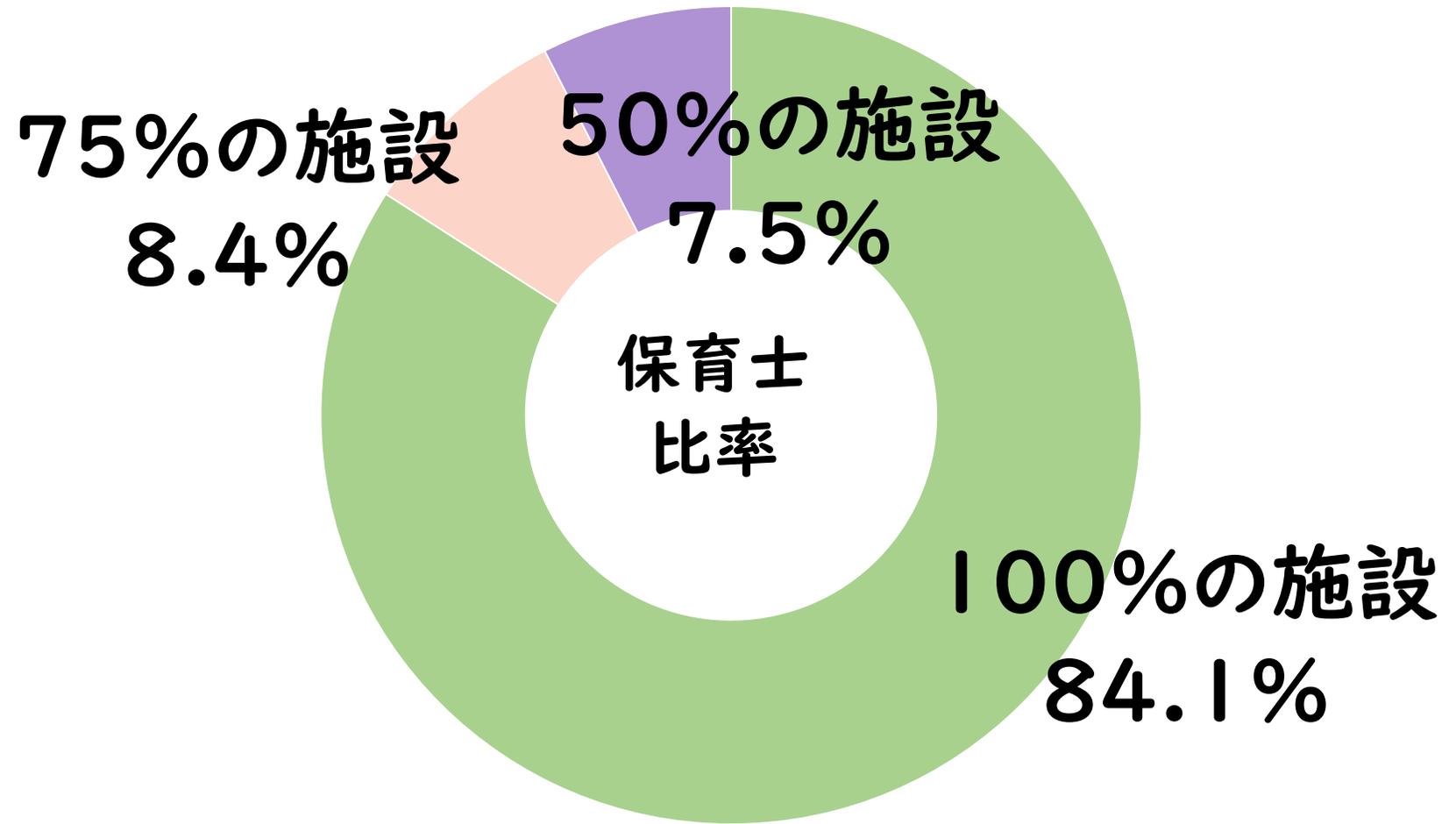
（審査では現地調査も運営者へのヒアリングや設置予定の地元自治体へのニーズに関する情報確認もなし）

⇒特に問題が目立ったのは保育事業者設置型

突然の閉鎖や利用人数の虚偽申請など

⇒ 企業主導型検討委員会の議論に基づき、本年7月、国は改革の方向性を提示

# 保育士比率別にみると



# 企業主導型保育事業における指導・監査の状況について (2018年度立入調査結果)

「企業主導型保育事業指導・監査実施要領」に基づいて実施機関が実施（細微な指摘事項もすべて公表）

## 実施状況

○指導・監査の対象施設

2018年度中に運営している施設は原則として、立入調査の対象  
(開所後間もない施設は除く)。

2018年度 立入調査対象施設	うち保育内容等に関する 指摘事項があった施設
2,389施設	1,911施設 (80.0%)

⇒これとは別に県等から認可外としての指導監査も入る

# 今後の課題について

(認可外保育所全般への課題と共通部分が多い)

- 既存施設の保育の質の底上げが必要
- 地元自治体と施設や利用者の情報提供・自治体の関与の強化
- 利用者の保育の相談先は地元自治体
- 運営・保育への指導・支援が必要
- 認可外保育所の指導監査は県や政令指定都市・中核市が担当  
(その他の基礎自治体には権限が無い)
- 指導監査情報や決算情報も公開⇒運営の透明性確保  
(認可にも必要)
- 自治体開催の認可外保育所の研修会などに参加
- 年度初めには定員は埋まらず、年度末に向けて利用者が増える